

＜日本リハビリテーション医学会中部・東海地方会会則＞

第1条 【名称】

本会は日本リハビリテーション医学会中部・東海地方会と称する。

第2条 【事務局】

本会は事務局を代表幹事の所属先に置く。

第3条 【目的】

本会は地域におけるリハビリテーション医学の進歩発展と、会員相互の親睦を図る事を目的とする。

第4条 【事業】

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年1回以上の総会を開催し、出席者の過半数で議決する。
2. 年1回以上の学術集会を開催する。
3. 日本リハビリテーション医学会認定臨床医生涯教育研修会その他を実施する。
4. 日本リハビリテーション医学会からの諮問事項への答申および委託事項を実施する。
5. その他

第5条 【会員】

1. 本会は日本リハビリテーション医学会会員で愛知、岐阜、三重、静岡、長野に主な勤務先があるものにより構成する。
2. 原則として4月1日の勤務先とする。

第6条 【顧問および幹事】

1. 本会には会の運営を円滑ならしめるため幹事および代表幹事、監事を置き、幹事が70歳を越えた時に顧問となることができる。
2. 幹事は総会で選出し、会員数の5%以内とする。
3. 代表幹事は幹事会で互選し、地方会運営の責任を負う。
4. 監事は総会で2名を選出し、地方会の業務執行および財産の状況を監査する。
5. 代表幹事、監事および幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、4回連続して幹事会を欠席したときは幹事を辞するものとする。また、代表幹事の任期は連続して3回までとする。
6. 生涯教育研修会の責任者は代表幹事とし、各県1名より成る研修担当幹事を置き、研修会の計画・実施等を行う。
7. 幹事会は委任状を含め過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
8. 幹事会は必要に応じ各事業担当幹事を任命することができる。

第7条 【学術集会】

1. 学術集会は幹事が当番となり持回りで担当する。
2. 学術集会での筆頭演者は日本リハビリテーション医学会の会員であるものとする。
3. リハビリテーション関連職種の学術集会への参加、共同演者としての演題発表は認める。

第8条 【会計】

1. 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 会計担当幹事には代表幹事をあて、事業内容と会計報告を日本リハビリテーション医学学会に報告する。

第9条 【会則の改正】

本会則は幹事会で議決し、総会の承認をもって改正することができる。

第10条 【入会および退会】

日本リハビリテーション医学学会への入会、退会および勤務先の変更による。

付 則 本会則は平成15年4月1日より実施する。

本会事務局は藤田保健衛生大学医学部リハビリテーション医学講座（豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98）とする。

平成18年4月1日改正

平成19年4月1日改訂